

御船町農業委員会会議録

平成30年4月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 30 年 4 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 4 月 10 日 (火) 午後 3 時 00 分から 4 時 15 分
2. 場 所 本庁舎 3 階 大会議室
3. 主席委員 (19 名)
会 長 1 番 鶴野 幸典
会長職務代理者 2 番 富田 早苗
委 員 3 番 荒木 義一 委 員 12 番 藤村 俊治
委 員 4 番 竹崎 幸雄 委 員 13 番 藤田 邦弘
委 員 5 番 山本 富士夫 委 員 14 番 河地 友好
委 員 6 番 田中 安男 委 員 15 番 芥川 誠
委 員 7 番 緒方 顯治 委 員 16 番 藤本 隆盛
委 員 8 番 川地 良一 委 員 17 番 松岡 信浩
委 員 9 番 上田 洋介 委 員 18 番 江藤 弘
委 員 10 番 山下 啓四郎
委 員 11 番 後藤 博文 委 員 20 番 荒木 崇
欠席者 17 番 松岡 信浩 1 名
4. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事録署名委員の指名
 - 4 議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 5 議案第 19 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 6 議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 7 議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
 - 8 議案第 22 号 農作業賃金について
 - 9 報告第 7 号 農業委員会事業実績報告について
 - 10 報告第 8 号 耕作証明書の発行について
 - 11 その他

5. 農業委員会事務局職員

課	長	藤野	浩之
係	長	緒方	弘和
主	事	白石	加奈子

1 開会

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは、本日お忙しい中、農業委員会総会に、ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成30年4月の総会を始めさせていただきます。欠席の連絡が入っております。17番 松岡委員以上1名であります。本日は18名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第6条に基づき委員さん18名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成30年4月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第4条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。皆さん、こんにちは。4月の総会に出席いただきましてありがとうございます。本日の総会が最後の総会となりました。通算37回目の総会ではありますが審議の程をお願いいたします。さっそくではありますが、平成30年4月、議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。2番 富田委員
3番 荒木委員を指名いたします。宜しくをお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第18号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について

事務局 はい、1ページをご覧ください。

議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成30年4月10日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典
2ページをご覧ください。5件の申請が出ております。

議案書3条①の申請です。

物件の表示

大字○○字○○ 地番△△ 地目田 面積△㎡です。

大字〇〇字〇〇 地番△ 地目田 面積△m²です。
大字〇〇字〇〇 地番△ 地目田 面積△m²です。
譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇
譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇〇
理由 3条許可所有権移転です。田3筆△m²です。
議案書3条②の申請です。

物件の表示

大字〇〇〇字〇〇〇 地番△ 地目田 面積▽m²。
譲渡者の住所 氏名 大字〇〇〇△番地 〇〇 〇〇
譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇△
〇〇 〇〇

理由 3条許可所有権移転です。

議案書3条③の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇 地番△ 地目畑 面積▽m²です。
譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇
譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇
理由 3条許可所有権移転です。

議案書3条④の申請です。

物件の表示

大字〇〇 字〇〇 地番△番 地目田 面積△m²。
大字〇〇 字〇〇 地番△番 地目田 面積△m²。
譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇 〇〇
譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇 〇〇
3条許可所有権移転。 田2筆 計△m²です。

議案3条⑤の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇 地番△番 地目田 面積△m²。
大字〇〇字〇 地番△番 地目田 面積△m²。
大字〇〇字〇 地番△番 地目田 面積△m²。
大字〇〇字〇 地番△番 地目田 面積△m²。
譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇
譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇
理由 3条許可所有権移転です。田4筆 計△m²です。
3条許可所有権移転、以上5件です。

議長

はい、ありがとうございました。3条申請で所有権移転5件町

許可分を提案いたしました。事務局より①の要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、①番の件について説明いたします。こちらは、以前から譲受者が耕作管理しておられます。今回売買の話があり今回の申請に至りました。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、①の件に関しましては、引き続き野菜の栽培を行うことを確認いたしました。

耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。

第2項第4号に関しましては年間従事日数150日以上従事しております。

第2項第5号(下限面積)に関しましては、取得後の下限面積は、5,035㎡であり、御船町が定める下限面積を上回っております。

第2項第6号(転貸禁止)に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。

第2項第7号(地域との調和)に関しましては、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。①につきましては、担当の12番委員をお願いいたします。

12番

はい、現地確認に参りました。事務局からの説明の内容通りであります。現在耕作されております。よって、何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の①につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員

ありません。

議長

意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、②の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、②番の件について説明いたします。こちらは、今回譲受人が、耕作しておられた農地ではありますが、譲受人が、規模拡大と言うことで、地権者と話し合いをし、話がまとまり今回の申請に至っております。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、②の件に関しましては、野菜の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。第2項第4号に関しましては年間従事日数150日以上従事しております。第2項第5号(下限面積)に関しましては、取得後の下限面積は、16,757 m²であり、御船町が定める下限面積を上回っております。第2項第6号(転貸禁止)に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。第2項第7号(地域との調和)に関しましては、田として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。②につきましては、担当の10番委員お願いいたします。

10番 はい、現地確認に参りました。仲介人も立会いに来ておられましたので話を伺ったところ、必ず耕作を行うことを確認いたしました。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。こちらの件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員 有りません。

議長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、③の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、③番の件について説明いたします。こちらは、譲渡人

が以前から耕作しておりましたが、高齢で耕作できなくなったため今回、購入し荒れている農地を開墾し、果樹を栽培し今後も耕作したいという意向を伝え売買の話がまとまり今回の申請に至っております。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、③の件に関しましては、開墾し、果樹栽培を行うことを確認いたしました。

耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。

第2項第4号に関しましては年間従事日数150日以上従事しております。

第2項第5号(下限面積)に関しましては、取得後の下限面積は、12,093 m²であり、御船町が定める下限面積を上回っております。

第2項第6号(転貸禁止)に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。

第2項第7号(地域との調和)に関しましては、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。担当の12番委員お願いいたします。

12番 はい、現地確認に参りました。申請農地は、荒廃農地で木、竹などが生い茂っており、そこを整地し、果樹作物を栽培すると伺っております。よって何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。こちらの件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員 有りません。

議長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、④の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、④の件について説明いたします。こちらは、親子間の生

前贈与であります。譲渡人の農地を全て渡すわけではなく徐々に渡していくことで、2筆の申請が出ております。農地を取得後は水稻栽培を行うことを確認いたしました。

耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。

第2項第4号に関しましては年間従事日数150日以上従事しております。

第2項第5号(下限面積)に関しましては、取得後の下限面積は、25,528㎡であり、御船町が定める下限面積を上回っております。

第2項第6号(転貸禁止)に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。

第2項第7号(地域との調和)に関しましては、田として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。担当委員の14番委員お願いいたします。

14番 はい、この件につきましては、事務局より説明があったとおりであります。親子で米作りを行っておられます。息子さんも手伝っておられました。贈与を少しずつ行っていくと伺いました。これからも米作りを頑張っていくと伺っております。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。こちらの件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員 ありません。

議長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、⑤の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、⑤番の件について説明いたします。こちらは、譲渡し人が、申請地に耕作されていたのですが、高齢になられて、現在

小作へ出されていたのですが、今回譲受人が、売買の相談をしたところ話が進み今回の申請に至っております。農地の取得後は、水稻栽培を行うことを確認いたしました。

耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。

第2項第4号に関しましては年間従事日数150日以上従事しております。

第2項第5号(下限面積)に関しましては、取得後の下限面積は、8,066㎡であり、御船町が定める下限面積を上回っております。

第2項第6号(転貸禁止)に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。

第2項第7号(地域との調和)に関しましては、田として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。担当委員の9番委員お願いいたします。

9番 はい、現地確認に参りました。譲受人は長年耕作されておりましたが、小作に出し、売買の話をしたところ、話がまとまり今後も稲作をなさると伺いました。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。こちらの件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員 ありません。

議長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第19号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、5ページをご覧ください。

議案第19号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成30年4月10日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。

議案書 5 ページをご覧ください。

議案書第 4 条

申請番号①

土地の所在地 大字〇〇字〇〇〇 地番△番 地目田
面積△㎡

申請者の住所氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇〇

転用目的 貸店舗用地 理由 4 条県許可となります。

以上 1 件の申請です。お願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。13 番委員の案件でございますので退席をお願いいたします。

1 件 1 筆です。①の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、6 ページをご覧ください。

議案第 19 号 受付番号①番 〇〇 〇〇〇

場所から説明いたします。8 ページをご覧ください。△バイパス沿いに、ガソリンスタンドがございますがその北側になります。2 月の総会の案件にありました宅地分譲・公衆道路に隣接する転用申請であります。今回は、残りの△㎡の申請であります。2 月の申請面積が、△㎡でしたので、合計が△㎡となり、県の開発許可が必要な案件となります。10 ページをご覧ください。こちらが現況の写真であります。6 ページをご覧ください。審査表に基づいて説明いたします。

立地基準です。農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（第 2 種住居専用地域）に定められた農地のため、第 3 種農地と判断致します。役場より 500m 程はなれた西側を国道、それ以外を宅地に囲まれた水田の一角であります。申請地は、近年住居等の建築も盛んで、都市化が進んでおり、又申請地周辺は公共施設も多く点在し、近年は商業施設も建築されており、交通の便も良好であることから貸店舗用地としての転用計画をし、農地法第 4 条申請に至った。

続きまして、一般基準です。

資力及び信用ですが、自己資金にて対応する計画であり、特に問題ないと思われま。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成 30 年 5 月 7 日から平成 30 年 10 月 30 日までの計画で、遅滞

なく供することに問題ないと判断されます。

計画面積の妥当性としては、9 ページに配置図を付けておりますが、2 月に提出してある案件と今回が右下の案件申請地であります。田 1 筆計△㎡を貸店舗用地にする計画であり、特に問題なく、妥当であると判断する。

宅地の造成のみを目的とする場合の妥当性としては、国道に面しており、出入りも安易であり、貸店舗用地としての要望もあっていると言うことで、妥当であると判断します。

周囲の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を貸店舗用地へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周囲の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水に関しては、宅内雨水を集水し、新設道路を介し、西側用悪水路へ接続放流する。下流域の農業用施設への支障は少ないものと判断される。隣接の同意、土地改良区の同意も得られております。

法令（条例も含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況としては、県開発許可協議中であります。以上のことから総合判断といたしましては、許可相当と判断致します。以上です。

- 議 長 はい、ありがとうございました。20 番委員お願いいたします。
- 20 番 はい、現地確認へ参りました。（他 3 名）今事務局から説明がありました。第 3 種農地でありますので、何ら問題はないと判断致します。審議の程をよろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、詳しい説明ありがとうございました。先ほど説明がございました 2 月の案件の隣接地であります。この案件につきまして、意見のある方は、ございませんか。
- 意見がないようですので、この件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。
- はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。
- 13 番委員の入室を認めます。

続きまして、議案第 20 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、11 ページをご覧ください。

議案第 20 号 農地法第 5 条 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 30 年 4 月 10 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

1 件案件がございます。

① 土地の所在地

大字〇〇字〇〇〇△番 地目 畑 面積△m²

譲渡者住所・氏名 〇〇市〇区〇〇△丁目△

〇〇 〇〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△〇〇〇△

〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅 理由 5 条所有権移転（県許可）

議長

はい、ありがとうございます。それでは事務局より許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局

16 ページをご覧ください。

議案第 20 号 受付番号①

〇〇 〇〇

こちらの場所につきましては、15 ページをご覧ください。現地の地図を添付しております。国道△号線を〇〇方面へ向かい〇〇〇センターを曲がる交差点を左折して 200m ほど行った畑になります。17 ページに現状の写真を添付しております。それでは、13 ページに戻りまして、実質審査表に基づいて説明いたします。

立地基準です。農地の区分としては、第 1 種農地と判断しております。申請地はおおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であります。転用目的として、申請地は役場より 2.5 km ほど離れた南側を道路、それ以外を農地に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭となったため、又、熊本地震により被害を受けていることから、生活安定の場が必要ということで、今回、国道にも近く利便性があることから、個人住宅建築の計画をし、農地法第 5 条申請に至った。申請地は、1 種農地であるが、住宅区その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置される農地であり、例外的に転用除外ができると判断されます。

一般基準です。

資力及び信用は、自己資金及び借入金にて対応する計画であり、残高証明書及び住宅ローン事前審査申込書により事業に必要な資金を有していると判断されます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げとなるものは存在しません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期については平成30年4月27日から平成30年12月31日までの計画で遅滞無く供することに問題ないと考える。

計画面積の妥当性ですが、16ページに配置図を掲載しておりますが、畑1筆△㎡の敷地を個人住宅に転用する計画であり、施設配置等について妥当と判断する。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。隣接地が農地でありますので、隣接の方には同意を得ております。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。雨水に関しては、敷地内の雨水は町道側溝へ放流する計画であります。区長からの同意を得ております。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。

総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。以上です

議 長 はい、ありがとうございます。16番委員説明をお願いいたします。

16 番 はい、現地確認に参りました、事務局から説明があったとおりであります。〇〇から左折した所であります。町道がございます。第1種農地と判断されておりますが、周囲に住宅が数件あるところに今回申請地があります。分筆し住宅を建てられる計画であります。排水同意・周囲の同意も得ておられますので問題はないと判断しております。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この案件につきまして、何かご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

全委員
議 長

はい、ございません。

意見等がございませんので、この案件に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、議案第 21 号を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書 69 ページをご覧ください。

議案第 16 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 30 年 4 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。(19 ページから 20 ページ) 利用権設定等状況一覧表の新規が 2 件申請です。面積の合計のみ読ませさせていただきます。今月の田の合計が 9,870 m²、田以外の農地はございませんので合計 9,870 m²であります。続いて議案書 20 ページに再設定の申請が出ております。再設定の申請が、8 件出ております。合計のみ読ませさせていただきます。田の合計が、43417 m²畑の合計は 2,880 m²で、総合計 46,297 m²となります。続きまして、議案書 21 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成 30 年 4 月 10 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 30 年第 4 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 173,750 m²畑の累計は、18,056 m²。田畑合計で 191,806 m²となっております。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長

ございませんか。

それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、議案第 22 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいた

します。

事務局

はい、議案書 23 ページをご覧ください。

議案第 22 号

別紙のとおり農作業基準賃金を定めたので、承認を求める。

平成 30 年 4 月 10 日提出 御船町農業委員会。次のページをご覧ください。平成 30 年度の御船町農作業基準賃金を掲載しております。本来ならば、3 月に審議していただければならなかったのですが、事務局での漏れがありましたので今月になりました。申し訳ありませんでした。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。この賃金表を見て意見等がありましたらお願いいたします。

一応、基準賃金でありますので、目安という事でありますので、この案件に承認していただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。それでは、案を消してください。お願いいたします。続きまして報告 7 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、それでは、議案書 25 ページをご覧ください。

報告第 7 号

平成 29 年度農業委員会事業実績について報告する。平成 30 年 4 月 10 日提出 御船町農業委員会。

26 ページには、平成 29 年度事業実績であります。

27 ページには、平成 29 年度事業経過報告であります。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。一応、これは報告であります。各自確認しておいてください。次に、報告第 8 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書 28 ページをご覧ください。

報告第 8 号

別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成 30 年 4 月 10 日提出 御船町農業委員会。

議案書 29 ページから 40 ページまで耕作証明書を発行しております。ご確認ください。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。これも報告であります。各自確認しておいてください。これで議案審議は終わりましたが、その他へ移ります。事務局からお願いいたします。

事務局 はい、机上に配布しております、非農地証明願から説明いたします。非農地証明願ということで、申請が上がっております。申請者の住所氏名 ○○○郡○○町大字○○△番地
○○ ○○

この土地は昭和 27 年 10 月 20 日以前から宅地となっており、農地法第 2 条に規定する農地でないことを証明願います。という申請が上がっております。

土地の所在 御船町大字○○字○○地番△ 面積△㎡
所有者 ○○ ○であります。次のページをご覧ください。申請地が右上に赤い枠で囲まれたところであります。

次のページをご覧ください。こちらは最初、昭和 8 年に住宅を建てられたのですが、その後、平成 28 年 10 月に火災になり建て替えをされて、登記時に地目が農地となっていることが判明し、昭和 27 年以前に宅地となっていることから農地法施行前から宅地となっているため農地ではないことを証明して欲しいという事で申請が提出されました。現地確認を 12 番委員、18 番委員にさせていただいております。以上です。

議 長 12 番 議 長 全委員 議 長

12 番委員意見をお願いいたします。

はい、現地確認へ参りました。何ら問題ないと判断致します。審議の程をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。この非農地証明願いにどなたか意見がある方はございませんか。

ありません。(異議なし)

無いようですので、この非農地証明願いに承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、事務局からお願いいたします。

事務局 はい、総会が始まる前にお配りいたしましたのを説明いたします。封筒 2 部配布しております。

一つ目は、慶弔費の残金であります。返金いたします。

二つ目は、報酬であります。報酬の内訳は、平成 29 年度後期分の報酬と平成 30 年 4 月分の報酬であります。内訳は封筒の中に明細が入っておりますのでご確認ください。その中から農業新聞代が差し引かれております。委員の継続決定は、まだ決定はしておりませんが、見込みでの分として差し引かせていただいております。ご了承ください。

農業委員会会計報告が、机上にあります。ご覧ください。収入・支出の件に関しては、記載の通りであります。会長に確認していただいております。

議長 はい、ありがとうございます。本日渡された金額は、支出の中に含まれているのですね。

事務局 はい、含まれております。

議長 監査いたしました。整理されて問題ないと判断したことを、ここに報告いたします。これで以上ですが他にはございませんか。

16番 生前贈与の件で、相談を受けたのですが、分からなかった為説明をお願いいたします。(税金など)

事務局 はい、お答えいたします。一括で贈与されて、子供さんが引続き農業を営まれる場合は、一定条件があると税金の猶予があります。金額などは、農業委員会ではなくて、税務署に相談された方が良いでしょう。

議長 他には何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして4月の総会を終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

2番

⑩

3番

⑩

